わが家の
防災メモ Vol.53

問 防災安全課 内 3442

指定避難所の場所、今すぐチェック！

指定避難所は、被災により自宅での生活が困難になった人などが生活する場所です。多くの人が共同生活する場所であり、避難した人たちで運営することが基本となっています。

市は、公共施設など43カ所を指定避難所としており、災害の規模などにより開設する所を選定します。日頃から、自宅や職場などから近い指定避難所を確認しておきましょう。

市内の指定避難所

今渡
①今渡地区センター
②福祉センター※
②蘇南中学校
②今渡北小学校

川合
①川合地区センター

下恵土
①下恵土地区センター
②今渡南小学校

土田
①土田地区センター
②土田小学校

帷子
①帷子地区センター
②帷子小学校
②南帷子小学校
②西可児中学校
②広陵中学校
③岐阜医療科学大学

春里
①春里地区センター
①老人福祉センター可児川苑※
②Ｂ＆Ｇ海洋センター
②春里小学校
③可児高等学校
③わくわく体験館

姫治
①姫治地区センター
②Ｌポート可児

平牧
①平牧地区センター
②老人福祉センター福寿苑※
②旭小学校

桜ケ丘
①桜ケ丘地区センター
②桜ケ丘小学校
②東可児中学校
③帝京大学可児高等学校

久々利
①久々利地区センター
②東明小学校

広見
①広見地区センター
②総合会館
②中部中学校
②広見小学校

広見東
①広見東地区センター

中恵土
①中恵土地区センター
③可児工業高等学校

兼山
①兼山地区センター
②兼山小学校
②兼山保育園
②老人福祉センターやすらぎ館※

避難所の種類

①第１次指定避難所＝災害の大小に関係なく開設する避難所
②第２次指定避難所＝第１次指定避難所だけでは収容できない場合に開設する避難所
③第３次指定避難所＝上記の避難所の補完または災害協定に基づいて開設する避難所
※要介護認定を受けている人や障がい者手帳を所持している人などとその家族・支援者専用の指定福祉避難所。

自分に合った「避難」を

「避難」とは「難」を「避」けることです。指定避難所へ避難することだけが避難ではありません。自宅が安全な場合は、自宅にとどまることや親戚・知人の家、ホテル、旅館に行くことも避難の１つです。自分に合った避難場所を事前に決めておきましょう。